静岡県訪問看護ステーション協議会 会長様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、感染の主流となっているオミクロン株については、伝播性が非常に高いものの発生初期と比較して重症度が低下しており、感染症法に基づく私権制限(一定期間の外出自粛等)に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことなどを踏まえ、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置付けられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられることに伴う変更 点等について、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 5類移行に伴う主な変更点等について

5月8日以降は、陽性者や濃厚接触者の外出自粛などがなくなります。

また、自宅療養中の新型コロナ患者に対して訪問看護を提供した場合の訪問看護療養費について、5月8日以降は、他の疾病と同様に患者負担が発生します。

5類移行に伴う主な変更点等の詳細は、別紙1及び国作成リーフレットを参照してください。

2 5 類移行後の本県の医療提供体制整備の基本方針

(1) 外来

- 幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応する体制を整備
- ・当面の間、発熱患者等に対応できる医療機関を発熱等診療医療機関として公表 (発熱患者等の対応は行い公表不可の医療機関を除く)
- ・発熱患者等に対応困難な医療機関は、少なくとも診療可能な医療機関への受診 を適切に勧奨

(2) 入院

- ・軽症・中等症Ⅰの患者は、確保病床の有無にかかわらず、全ての病院で対応
- ・経過措置として、令和5年9月末までは新型コロナ患者用の受入病床を確保 確保病床では重症・中等症Ⅱの患者を中心に患者を受入れ

(3) 入院調整

- ・原則として、医療機関間で調整
- ・医療機関間での入院調整が不調で、速やかに入院先を確保できなかった場合などには、保健所が支援

3 添付資料

- ○別紙1「新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な変更点について(訪問看護向け)」
- ○新型コロナウイルス感染症の5類移行関連の主な国通知等
- ○国作成リーフレット
 - ・位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の就業制限解除の考え方について
 - ・院内感染対策について①
 - ・院内感染対策について②

担当:新型コロナ対策企画課

電話:054-221-2459

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な変更点について(訪問看護向け)

1 罹患後の療養の取扱い等

- ・令和5年5月8日以降、感染症法に基づく外出自粛は求められなくなります。
- ・国では、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間かつ症状軽快後24時間経過するまでの間」は外出を控え、10日間はマスクを着用することを推奨しています。
- ・医療従事者が新型コロナに罹患した場合、就業制限するかどうかや就業制限する場合の期間は、各訪問看護ステーションの判断になります。国の推奨期間などを参考に、各訪問看護ステーションの実情に応じて判断してください。
- ・同居家族など濃厚接触者についても、外出自粛は求められなくなります。 ※保健所が濃厚接触者を特定することもなくなります。

2 医療費は、季節性インフルエンザと同程度の患者負担が発生

- ・他の疾病との公平性を踏まえ、5月8日以降は、原則、他の疾病と同様に医療費の患者負担が発生します。(検査や確定診断後の医療費の公費負担は原則廃止) ⇒自宅療養中の新型コロナ患者に関する訪問看護療養費も患者負担が発生します。
- ・急激な負担増を回避するため、入院医療費の一部(所得に応じて最大2万円/月) や新型コロナ治療薬については、当面の間、公費で負担します。

			~5月7日	5月8日~
外来等	自己負担	あり	初診料、院内トリアージ実施料、検体採取料他	初診料、院内トリアージ実施料、検体採取料 検査料、処方箋料、薬局での基本料、解熱鎮 痛剤や咳止めなどの薬代、自宅療養中の訪 問看護療養費 他
		なし	検査料、処方箋料、薬局での基本料、 新型コロナ治療に必要な全ての薬代、 自宅療養中の訪問看護療養費 他	新型コロナ治療薬の薬剤費のみ (ラゲブリオ、ゾコーバなど(※1))
入		院	原則、全額公費負担 ※所得に応じて一部自己負担あり	・最大2万円/月を公費負担(※2) ・新型コロナ治療薬の薬剤費は全額公費負担

- ※1 特例承認又は緊急承認された、ラゲブリオ、パキロビッドパック、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシェルドの7種類のみ 国から無償配布を受けた薬については、薬剤費は算定できません。
- ※2 入院中の食費代は公費負担の対象外

3 抗原定性検査キット等の取扱いについて

・市販の抗原定性検査キット等で陽性結果がでた場合でも、県が設置していた「自 己検査・療養受付センター」への登録は不要です。

※自己検査・療養受付センターは5月7日午前10時で受付を終了

・国の推奨期間等を参考に療養し、症状悪化時など必要に応じて医療機関を受診することになります。

4 県の支援策等

季節性インフルエンザと同様の取扱いとなるため、県の患者支援策は原則としてなくなり、5月8日以降は相談対応のみとなります。。

【相談窓口】

居住・泊	带在地等	名称	電話番号
静[岡市	静岡市発熱等受診相談センター	054-249-2221
浜	公市	浜松市新型コロナコールセンター	0120-368-567
正書いめ	受診先等の相談	静岡県発熱等受診相談センター	050-5371-0561
両市以外	一般相談	静岡県療養者支援センター	0120-546-199

新型コロナウイルス感染症の5類移行関連の主な国通知等

	通知名等	内容
1	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更 に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について (令和5年3月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)	5 類移行に伴う 医療提供体 制等の基本的な考え方
2	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について (令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)	5 類移行に伴う 医療提供体 制等の具体的な内容
3	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供) (令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)	5類移行後の 感染対策の考え方 ※個人や事業者が自主的に 判断して実施
4	マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い) (令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)	マスク着用の考え方 ※個人の判断に委ねる
5	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え 方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供) (令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)	5類移行後の 療養期間の考え方 ※感染症法に基づく外出自 粛要請はなし
6	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)	・ 診療報酬上の取扱い ・電話等を用いた診療等に係る特例の取扱い
7	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について (令和5年3月20日付け保医発0320第1号厚生労働省保険局医療課長通知)	公費支援分の 診療報酬明細 書の記載方法等
8	国作成のリーフレット(関係分) ・位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の就業制限解除の考え方について ・新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて ・院内感染対策について① ・オンライン服薬指導について(新型コロナウイルス感染症)	各項目のポイント等

位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の就業制限解除の考え方について

(医療機関・医療従事者向けのリーフレット)



令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は 求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます 以下の情報を参考にして、各医療機関において新型コロナウイルスに 罹患した医療従事者の就業制限を考慮してください

■ 位置づけ変更後の新型コロナ患者の療養の考え方(参考)

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは 外出を控えることが推奨されます(※1)
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう 配慮をお願いします

現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

学校保健安全法施行規則(平成27年一部改正)

「発症した後<u>5日を経過</u>し、かつ、<u>解熱した後2日</u>(幼児にあっては、3日)を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている

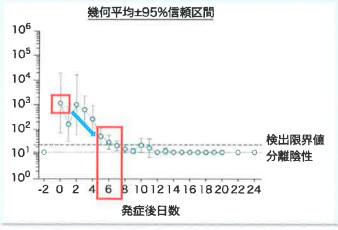
国公立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版

インフルエンザに罹患した医療従事者は<u>就業制限を考慮</u>する。特にハイリスク患者への接触は避けるべきである

インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成25年11月改訂)

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する

有症状者における感染性ウイルス量(TCID50/mL)の推移



出典: 令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、6日目(発症日を0日目として5日間経過後)前後の平均的なウイルス排出量は発症日の20分の1~50分の1(注)となり、検出限界値に近づく

(注)発症後5日~7日目のウイルス量

■ 濃厚接触者の考え方(参考)

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、ご自身の体調に注意してください(※2)

(※1)発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします

(※2) 医療機関内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります 行政検査については事務連絡をご確認ください



院内感染対策について①

(新型コロナウイルス感染症)



マスク、フェイスシール ドは、汚染率した場合や

手袋は患者毎に交換

勤務終了時などに交換

■ 新型コロナウイルス感染症の患者・疑い患者を診療する場合の感染対策は

学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ効率性も考慮した対応をお願いしますo

新型コロナ患者・疑い患者診療時の個人防護具の選択について(入院・外来共通)

1. サージカルマスク: 常に着用 (交換は汚染した場合や勤務終了時等)

2. ゴーグル・フェイスシールド:

飛沫曝露のリスクがある場合(※1)に装着 (交換はサージカルマスクと同様)

(※1) 患者がマスクの着用ができない場合、 近い距離での処置、検体採取時等

- 3. 手袋とガウン:患者および患者周囲 の汚染箇所に直接接触する可能性が ある場合に装着(患者および患者周囲の 汚染箇所に直接接触しない場合は不要)
- **4. N95マスク**: エアロゾル産生手技(※2) を実施する場合や激しい咳のある患者 や大きな声を出す患者に対応する場合 に装着

ガウンは、手以外の部位 が患者に直接接触するこ とが見込まれる場合や、 大量の飛沫の曝露が見込 まれる場合のみ装着し、 その都度交換する。 サージカルマスク、フェイスシールド、手袋を 基本とし、ガウンは必要時のみ装着 ※汚染した場合とは、大量の飛沫への曝露、患者に直接接触した場合など (出典) 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会「診療所における

効果的な感染対策の好事例の紹介」(2022年11月28日)

【個人防護具の着脱の例(外来)】

(※2) 気管挿管・抜管、気道吸引、ネーザルハイフロー装着、NPPV 装着、気管切開術、心肺蘇生、 用手換気、上部消化管、内視鏡、気管支鏡検査、ネブライザー療法、誘発探痰など

外来における院内のゾーニング・動線分離

- 1. 待合の工夫 (例): 自家用車で来院している患者は車中で待機
- 2. 診察・検体採取時の工夫(例):
 - ・パーティションによる簡易な分離、空き部屋等の活用
 - ・検体採取を屋外や駐車場の車中で実施 (プライバシーに配慮)
 - ・発熱患者の導線を分離(矢印等で解りやすく表示)
- 3. 上記の空間的分離が構造的に困難な場合は時間的分離で対応

- ① 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
- 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介
- 新型コロナウイルス圏染症診療の手引き第9版 令和4年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」 (HP中段『2.感染拡大防止に関する事項』の中に動画と講義資料のリンクあり)









(4)

院内感染対策について②

(新型コロナウイルス感染症)



病床の考え方・換気

1. 病棟:病棟全体のゾーニング(専用病棟化)は基本的に不要

2. 病室: 以下の点に留意する

確定患者:

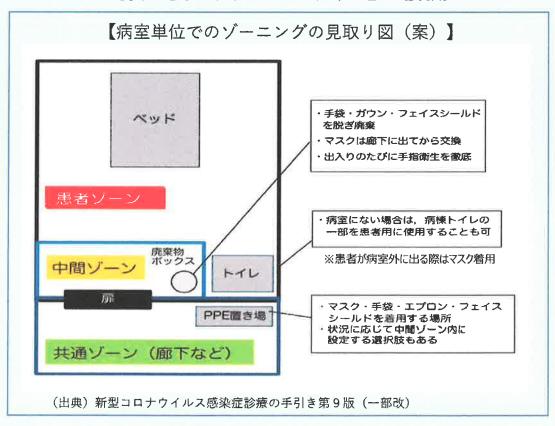
個室が望ましいがコホーティング(同じ感染症の患者同士を同室)も可

疑い患者:

コロナ以外の疾患の可能性があるため確定患者と別の病室となるよう 原則として個室に収容

- ゾーニングは病室単位で行う(下図参考)
- 換気:

病室内から廊下へ空気が流れないよう、空調換気設備の吸排気の設定や適切な メンテナンス、必要に応じたクリーンパーティションを利用



- 19/5/19 ② 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版 ② 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9版 ③ 令和4年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」 (HP中段に動画と講義資料のリンクあり)





